

# 業務用冷凍空調機器の点検 が義務化されました

弊社の有資格者により点検作業を行うことができます

## 簡易点検の実施

業務用冷凍空調機器全て対象となり、**3ヶ月に1回以上**の点検が必要となります。

## 定期点検の実施

業務用冷凍空調機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kw以上のものは**有資格者**による点検が必要となります。

※7.5kw～50kw未満：1回/3年、50kw以上：1回/1年

## 以下のような場合、罰則が科せられます！

- ・フロンをみだりに放出した場合、**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。**
- ・「機器の点検」、「漏えい対処」、「記録の保管」の「判断基準」に違反した場合、**50万円以下の罰金。**
- ・都道府県知事または主務大臣から求められた「管理の適正化実施状況報告」の未報告、虚偽報告は**20万円以下の罰金。**
- ・都道府県の立入検査の収去の拒否、妨げ、忌避した場合は**20万円以下の罰金。**
- ・算定の漏えい量の未報告、虚偽報告をした場合は**10万円以下の過料。**

ご不明な点や点検のご依頼は弊社担当までご連絡お願い致します。

※保有資格：冷媒フロン類取扱技術者（第一種・第二種）

お気軽に  
ご相談下さい。



KUMASAN

熊本酸素株式会社

TEL (096) 355-3321 FAX (096) 326-3160

空調事業グループ 岡本

